

インペリアル・ケミカル・インダストリーズ社とオタワ体制

佐 伯 尤

一九二九年に始まった世界大恐慌からの脱出策としてイギリスによって採用された帝国内特惠貿易体制（いわゆるオタワ体制）については、従来二つの見解が存在する。ひとつは、オタワ体制下においてイギリスは、帝國的的政治的紐帯の強化のために、経済的には植民地（就中、自治領）の工業利益に妥協したのであって、イギリスの輸出利益が犠牲にされたという側面であったことは否定し難いとする見解¹⁾であり、もうひとつは、植民地に投下されたイギリスの巨額の海外投資の保全にこそオタワ体制の歴史的意義が存在し、イギリスの輸出利益は海外投資利益に比して第二義的であったと²⁾なす見解である。前者は、三〇年代にはイギリス輸入に占める帝国の比重は

輸出におけるそれよりもはるかに増大したことから引出された見解であり、後者は、三〇年代にイギリスの帝国外諸国に対する商品貿易の入超が縮小し、植民地に対する商品貿易収支が悪化したことから引出された見解である。この二つの見解はそれぞれオタワ体制の一面を指摘したものと評価することができる。しかし、右のようなイギリス貿易の動向のみから、イギリスの輸出利益は海外投資利益に比して第二義的であったとか、自治領の工業利益の前に阻害されたとかの結論を下すことは正しいであろうか。

この小論は、右のような問題意識に基づいて、鉄鋼業と並ぶ基幹産業である化学工業におけるイギリスの巨大

独占体、ICI社 (Imperial Chemical Industries, Ltd.) のオタワ体制に対するかかわりを明らかにせんとした。この小論のIとIIにおいてICI社の主要な国際協定と海外投資とを考察したが、それはこれらこそICI社の輸出の動向を規定する基本的な要因であったからである。

I ICI社と国際協定

一九二六年一二月、ブラナー・モンド社、合同アルカリ社、ノーベル工業会社及びイギリス染料会社の四社の合同によって、ICI社が成立した。⁽³⁾ この四社の主要生産物は、ブラナー・モンド社がアルカリ類と合成アンモニア、合同アルカリ社が苛性ソーダ、塩素及び塩素製品、ノーベル工業会社が爆薬、そしてイギリス染料会社がコールタールを原料とするアニリン染料であった。この四社の合同は、イギリス化学工業界の歴史においてばかりでなく、イギリス資本主義の歴史においても、それまでに見られた最大規模の合同であったが、同時にそれは、アメリカのデュ・ポン社、アライド・ケミカル社、ドイツのIGファルベン社などの巨大化学独占体の出現によってもたらされた第一次世界大戦後の世界化学工業界の

構造変化に対する対応でもあった。

ICI社は、ブラナー・モンド社及びノーベル工業会社が合同以前に締結していた種々の技術並びに市場協定を継承した。ICI社の国際関係の発展にとって最も重要であったのは、ノーベル工業会社とデュ・ポン社との間に締結されていた爆薬協定とブラナー・モンド社が結んでいた国際アルカリ・カルテル協定であった。それ故ここでは、この二つの協定を中心に考察し、さらに、ICI社がこれら二つの協定を基礎に世界の他の化学独占体といかなる関係を結ぶに到ったかをみることにしたい。⁽⁴⁾

(i) 国際アルカリ・カルテル。国際アルカリ・カルテルは、化学製品の国際カルテルのうち最も古いものに属した。ブラナー・モンド社は、ベルギーのソルベー社の金融と技術の援助によって、一八七二年に設立された。一八八〇年以降欧米の各国に次々とソルベー系会社が設立された。ところで、これらのソルベー系会社は金融的・技術的に連繫していたばかりではなく、種々の販売協定によって、ベルギーのソルベー社とブラナー・モンド社との間になされていた世界市場の分割の枠内に組み込まれたのである。この一九世紀末に成立した国際アル

カリ・カルテルは、基本的には第二次世界大戦の勃発まで継続されたのであるが、第一次世界大戦直後、アメリカにおいてソルベール・プロセス社を含む五つの化学会社によってアライド・ケミカル社が設立されたとき、ブラナー・モンド社とベルギーのソルベール社にとってこのカルテルはひとつの危機を迎えた。ソルベール・プロセス社の最大株主であったブラナー・モンド社とソルベール社は、アライド・ケミカル社の少数株主に転落し、アメリカのアルカリ業界に対する発言力を著しく喪失した。

一九二四年、ALKASSO (United States Alkali Export Association) とヨーロッパのアルカリ生産者を代表したブラナー・モンド社との間に新協定が締結された。これによって、大陸ヨーロッパ——ヨーロッパの生産者、カナダを除くイギリス帝国——ブラナー・モンド社、北アメリカ——ALKASSO、のように市場分割がなされるとともに、南米及びメキシコは共同領域とされ、同時に輸出割当が採用された。二四年から三〇年代の中葉まで、世界アルカリ業界は、基本的にはこの協定を中心に動いていた。三六年にアメリカ太平洋沿岸のアルカリ生産三社がヨーロッパに輸出を開始したとき均衡が

破られた。アメリカの全てのアルカリ輸出に対して責任を有したALKASSOは、右の三社をCALKEEX (California Alkali Export Association) に組織し、輸出調整を計った。三六年七月には、ALKASSO、ICI社及びベルギーのソルベール社によって二四年の協定が再確認されるに到った。

(ii) 国際爆薬カルテル。デュ・ボン社とノーベル工業会社との関係は、ノーベル・ダイナマイト・トラストとデュ・ボン社とによって国際爆薬カルテルが結成された一八九八年に遡る。その後、カナダ爆薬会社の設立、大戦中における連合国の主要爆薬会社としての協力、大戦直後におけるノーベル工業会社によるゼネラル・モーターズ社の株式取得等によって両社の関係は強化され、二〇年に両社の間に爆薬協定が締結されたのである。

この協定によって、両社は、商業用爆薬の現在及び将来の特許・工程の独占的認可交換及び世界市場分割を規定した。デュ・ボン社は独占領域としてアメリカ、中央アメリカ、コロンビア及びヴェネズエラが与えられ、ノーベル工業会社は独占領域としてヨーロッパ、アジア、アフリカ及びオーストラレイシアが与えられた。両社の

共同領域とされた南米においては、両社の間に利潤ブール制が敷かれるとともに、チリではデュ・ボン社、ノーベル工業会社及びアトラス火薬会社の三社によって南米爆薬会社が設立された。この協定は、戦勝国の最有力爆薬会社による世界市場の再分割を示すものであった。

しかし、ドイツ爆薬会社の生産復帰によって、この協定は二六年修正を余儀なくされた。DAG社とデュ・ボン社及びノーベル工業会社との間にそれぞれ相互特許認可協定が締結され、これによってDAG社はヨーロッパを独占領域として付与された。南米においては、利潤ブール協定が廃止され、代ってデュ・ボン社、ノーベル工業会社及びDAG社の三社によって爆薬工業会社が設立され、この会社の販売する爆薬は出資金に比例して三社に割当られた。なお、チリにおいてもDAG社は南米爆薬会社の販売量の二五%を保障されるに到った。ここに成立した国際爆薬カルテルは、第二次世界大戦の勃発までほとんど変化なく維持された。

(iii) ICI社リデュ・ボン社特許・工程協定。カナダ工業会社、イギリスにおけるノーベル・ケミカル・フイニッシュイズ社などの合弁会社での協力並びに世界爆

薬市場での協調を通して、デュ・ボン社とノーベル工業会社の関係は強化され、ICI社の成立後、二九年にはデュ・ボン社とICI社との間に特許・工程協定が締結された。この協定は、その対象品目を著しく拡大されるとともに、デュ・ボン社とノーベル工業会社の二〇年の爆薬協定の二つの原則、技術協定と市場分割を継承した。

すなわち、この協定には、商業用爆薬のみならず、セルロース製品(プラスチック、フィルム、ラッカー)、ペンキとニス、顔料と絵具、酸類、肥料、合成アンモニア、染料及びタール製品、アルコール類、殺虫剤、殺菌剤、消毒剤など両社の生産するほとんど全ての化学品が包含され、これらの化学品について、現在及び将来の特許・工程の交換、他社の独占領域における特許許可の譲渡が規定された。デュ・ボン社はカナダを除く北アメリカを、ICI社はカナダを除くイギリス帝国をそれぞれ与えられた。この協定から、レーヨン、セロファン、アルカリ類及び軍事用爆薬が除外されたのであるが、軍事用爆薬は両社の間に別個の協定が存在しており、レーヨン、セロファンはデュ・ボン社によって生産されていたが、ICI社によっては生産されず、逆にアルカリ類はICI

I社の主要生産物ではあったが、デュ・ボン社は生産に従事していないものであった。

両大戦間期にICI社の締結した協定のうちこの協定は、ICI社にとって、最重要性を有するものであった。両社の生産する重要な製品がこの協定から除外されたにもかかわらず、協定商品の特許・工程情報交換、独占的領域の承認、カナダ及び南米における協力などは、両社の利害が重なるところではどこにおいても協議と協調の行われることを保証した。さらに、この協定の意義は両社との関係にとどまるものではなかった。第三者がどちらか一方と協定を締結する場合、同時に他方を相手とせねばならなかった。ICI社とデュ・ボン社のどちらかが第三者と協定を締結する場合、それ以前に両社は相互の協議によって、協定違反を回避することが義務づけられていたからである。すなわち、デュ・ボン社ICI社の協定は、両社間の競争を止揚したばかりでなく、第三者に対する力となったのである。

(iv) 国際染料カルテル・国際窒素カルテル。第一次世界大戦前、世界の染料生産は、その圧倒的部分をドイツの生産が支配するところであった。大戦直後、デュ・

ボン社、イギリス染料会社及びフランスのクルルマン社などによって、染料生産に関する協定をIGファルベン社との間に締結することが試みられたが、いずれの場合もIGファルベン社の提示する過酷な条件によって実現されなかった。二七年にフランス染料シンジケートとIGファルベン社の間に協定が締結され、相互の国内市場の尊重、輸出割当(ドイツ \parallel 八〇%、フランス \parallel 二〇%)及び価格維持が規定された。このヨーロッパ染料カルテルに二九年にスイスが参加し、三一年にはICI社が加入した。アメリカはこのカルテルに加盟しなかったが、種々の形態でヨーロッパとの協調が計られた。日本は三四年に参加した。このカルテルにおいては、各国の輸出割当が追求され、市場割当が実施された。

第一次世界大戦前においては、窒素肥料及び爆薬生産に不可欠な窒素は、主としてチリから供給されていた。戦後、合成アンモニアの製造、コークス炉・ガス炉の副産物であるアンモニアの回収によって世界の窒素生産は需要を大きく上廻るに到った。二九年にドイツとイギリスを中心に国際窒素カルテルが成立した後、第二次世界大戦の勃発まで、数次の国際窒素カルテルが結成された。

当初は、価格規制、輸出割当、市場割当が追求されたが、いずれの生産者も自国の生産・輸出割当に不満足で、カルテルは度々その機能を喪失し、三四年には割当を超過する輸出に対する違約金の徴集制度が設けられるに到った。

以上のように、ブラナー・モンド社はICI社をアライド・ケミカル社、ソルベール社と結合させる環となり、ノーベル工業会社はICI社とデュ・ボン社の同盟をもたらし、そして、ICI社はこれらの独占体との連繫を基礎に種々の国際カルテルを締結したのであった。

II ICI社の海外投資

第1表は、一九三五年当時におけるICI社の主要な海外投資を示したものである。ICI社のこれらの海外投資は、多くの場合に、先に述べた国際協定と密接に関連していた。すなわち、海外投資は世界市場分割の基礎とされ、他方では、市場分割に応じて海外投資が行われたのであった。

一九世紀第四半期にブラナー・モンド社は、ベルギーのソルベール社と共同で、アメリカとカナダにソルベ

ー・プロセス社及びブラナー・モンド(カナダ)社を設立した。しかし、これらの投資を除外すれば、第一次世界大戦前においては、同社によってみるべき海外投資は行われなかった。これには、ブラナー・モンド社は、イギリス本国において、良質の原料(チェンシャの塩)、優秀な生産設備と技術、大量生産の利益などの利点を享受し、海上運賃を考慮しても他国の生産者との有利な競争が可能であった、という事情が存在した。

第一次世界大戦後、ブラナー・モンド社の輸出先としては、極東、インド、オーストラリア及び南米の比重が増大した。ブラナー・モンド社は従来の現地代理店販売方式を廃止し、二〇年代の前半期に日本、中国、インド、オーストラリアに子会社を設立した。これによってブラナー・モンド社は、市場開発、価格支配を意図したのであった。

これに対しマガジ・ソーダ社は、ソーダ生産会社として異色であった。同社は、一九一一年にケニアのマガジ湖の天然ソーダの開発を目指して設立された。同社は、大戦によるヨーロッパから極東へのソーダ供給の途絶を契機に、品質の劣悪さにもかかわらず極東において販売

第 1 表 ICI 社の海外投資 (1935)

(単位: £)

会社名	発行資本	ICI社及び子会社の保有額	保有率 %	備考
Magadi Soda Co., Ltd.	Ord. 100,000	100,000	100	
I. C. I. of Australia & New Zealand, Ltd.	Ord. 1,122,727 Others 1,646,954 7% Pref. 671,746	108,594 1,511,109 603,877	9.7 91.7 89.9	
(a) Ammonia Co. of Australia, Ltd.	Def. 250,000	250,000	100	
(b) Brunner, Mond & Co. (Australia) Pty., Ltd.	43,000	34,850	81.1	
(c) Leathercloth Pty., Ltd.	150,000	150,000	100	
(d) Nobel (Australia) Pty., Ltd.	400,000	204,000	51	
(e) Victoria Ammonia Co. Pty., Ltd.	1,198,950	1,198,950	100	
I. C. I. (India), Ltd.	10,000	8,000	80	販売
I. C. I. (Malaya), Ltd.			"	"
I. C. I. (Levant), Ltd.			"	"
(a) I. C. I. British & Levant Agencies, Ltd.			"	"
I. C. I. (Egypt), S. A.			"	"
Brunner, Mond & Co. (Japan), Ltd.			"	"
I. C. I. (China), Ltd.			"	"
I. C. I. (Brazil), Ltd.			"	"
I. C. I. (Chile), Ltd.			"	"
I. C. I. (Lima), Ltd.			"	"
African Explosives & Industries, Ltd.	3,500,000	1,750,000	50	合弁相手会社, De Beers 社
(a) Cape Explosives Works, Ltd.	Ord. 500,000	500,000	100	
Canadian Industries, Ltd.	5 1/2% Deb. Stk. 755,265	合弁相手会社, Du Pont 社
Cia Sud Americana de Explosivos	Com. stks. n. p. "A" 615,974	25,000	0.5	"
Industrias Quimicas Argentinas "Duprial" S. A.	400,000	297,937	48.4	"
Allied Chemical & Dye Corp.	**15,000,000	169,575	42.4	"
E. I. du Pont de Nemours & Co.		**7,500,000	50.0	"
General Motors Corp.			5.32	
International Nickel Co. of Canada, Ltd.			0.37	
I. G. Farbenindustrie A. G.			0.82	
Dynamit A. G.			12.5	

[出所] The Economist, Jan. 19, 1935, p. 133, 及び G. W. Stocking & M. W. Watkins, *Cards in Action*, 1946, p. 411.

[注] * 単位は \$。*** 単位は Argentine Paper Peso.

量を著しく増進させた。二二年から二三年にかけて、日本市場をめぐる同社とブラナー・モンド社との間に熾烈な市場争奪戦が展開され、マガジ・ソーダ社は敗退し、二三年に破産するに到った。ブラナー・モンド社は、それが他の手に渡り、戦闘が再開されることを怖れて、二四年自己の子会社としたのであった。

以上のように、ブラナー・モンド社の海外投資は、北アメリカとマガジ・ソーダ社の場合を別とすれば、現地生産に携わる直接投資は皆無であった。これに対してノーベル社の場合には、事情が異なっていた。爆薬の輸送に付随する高度の危険性とコスト高とが、十分な需要が存在する限り、現地生産を有利としたのである。

ノーベル・ダイナマイト・トラストは、一八九四年南阿のトランスヴァールに子会社、ジュード・アフリカーンシエ・ファブリーケン社を設立し、一八九五年にはオーストラリアにおいてオーストラリア爆薬・化学品会社を買収し、さらに翌年にはカナダにおいてハミルトン火薬会社を買収した。この三社がイギリスの諸自治領に対するノーベル社の最初の投資であった。イギリス帝国におけるノーベル・ダイナマイト・トラストのこれらの投

資は、第一次世界大戦勃発によるトラストの解散とともに、イギリスのノーベル爆薬会社の所有に帰した。

オーストラリアとカナダにおいては一九〇〇年代の中期まで、爆薬生産会社の発展を支えるに足る十分な爆薬需要が存在しなかった。これに対して南阿では、子会社の設立当初より金鉱業による旺盛な需要が存在した。南阿戦争後、ノーベル社の爆薬独占を打破するために、ドウ・ペールズ社によって子会社ケーブ爆薬会社が設立された。○七年にはイギリスのキノック社が進出し、それ以降一八年のノーベル工業会社の設立によってノーベル爆薬会社とキノックス社とが合同するに到るまで、この三社の鼎立状態が存続した。一九二四年、ノーベル工業会社とドウ・ペールズ社との数年にわたる協議の結果、両社の子会社は対等合併し、ここにアフリカ爆薬・化学工業会社が成立した。ノーベル工業会社がこの合同に同意したのは、ケーブ爆薬会社の著しい生産性の増大、オーストラリアへの輸出拡大、ドイツ爆薬会社との提携並びにイギリス本国への進出の可能性などによって、ノーベル工業会社が同社より深刻な脅威を受けたからである。オーストラリアとカナダにおいては第一次世界大戦の

前夜から、鉱業と農業の発展によって爆薬・化学製品の需要が増大し、ノーベルの子会社は急速に発展した。カナダでは、一九一一年、ノーベルの子会社ハミルトン火薬会社を中軸に他の爆薬生産会社が統合されてカナダ爆薬会社が設立され、ノーベル社が同社の株式の五五%、デュ・ボン社が四五%を取得した。すでに述べたように、このカナダ爆薬会社におけるノーベル社とデュ・ボン社の協力は、一九二〇年のデュ・ボン社とノーベル社爆薬協定成立の重要な契機となった。そしてこの協定に基づいて、南米では二〇年チリに両社の合弁会社、南米爆薬会社が設立されたのであった。

ノーベル工業会社の海外投資は以上に尽きるものではない。その他、同社は第一次世界大戦後東欧諸国の爆薬生産会社に出資し、二五年にはデュ・ボン社と共同でIGファンベン社傘下のDAG社の株式を取得した。これらの投資は二〇年代前半期における世界爆薬市場再分割の重要な一環をなした。しかし、ノーベル工業会社の海外投資の中心は、GM社に対する投資⁵⁾を除外すれば、現地生産を目的とする直接投資にあった。この直接投資は、主としてイギリスの政治的版図を基礎に行われ、その地

域は、世界市場の再分割に際しては、多くの場合自己の独占的領域として確保された。ノーベル工業会社の海外投資のもうひとつの著しい特徴は、帝国の内外において他の巨大化学独占体との共同で海外直接投資がなされたことであった。一九二六年のICI社の成立時に、「インペリアル」の名が冠せられたのは、帝国を中心とするノーベル工業会社の広がりに基づくものであったのである。

ICI社の成立後、オーストラリアでは二八年にICI(A&NZ)社が設立され、ブラナー・モンド社やノーベル工業会社の種々の子会社はそれのもとに再編成された。オーストラリアにおけるICI社の子会社の生産は多様化されて、三〇年代後半には爆薬、弾薬、葉莖、アルカリ、酸、アンモニア、肥料、ニトロセルロース、人造皮革等に及んだ⁶⁾。さらに三〇年代末には合成アンモニア工場とアルカリ工場の新設が計画された。他方カナダでは、二六年と二九年に、デュ・ボン社、ICI社及びカナダ工業会社の間に特許・工程協定が締結され、カナダはカナダ工業会社の独占領域とされるとともに、カナダにおけるICI社並びにデュ・ボン社の一切の製造・

販売活動は同社に移管された。この特許・工程協定によって、三〇年代にはカナダ工業会社は、ICI社の生産するほとんど全ての化学製品を製造するにいたった。

アフリカ爆薬・化学工業会社は、三〇年に硝酸製造を目的とする合成アンモニア工場を完成した。世界大恐慌による農民の購買力の低下のために肥料の生産は停滞したが、三二年一二月の南阿の金本位制離脱による金鉱業の一大ブームによって爆薬需要は著しく増大し、三〇年後半には同社の爆薬生産量は最高の水準に達した。

アルゼンチンにおいては、二五年にノーベル工業会社によって設立された薬莢生産会社、二八年にICI社によって設立された販売会社と酸類生産会社の三社がデュ・ボン社の子会社と合併され、デュベリアル(アルゼンチン)社が成立した。同様にブラジルにおいても、ICI社によってそれぞれ二八年と三五年に設立された販売会社と人造皮革会社とが、三六年にデュ・ボン社の子会社と合同し、デュベリアル(ブラジル)社が設立された。こうして二九年のデュ・ボン社とICI社協定によって両社の共同領域とされた南米では、両社の競争が最大限に回避されることになったのである。

以上述べたように、主としてノーベル工業会社の海外直接投資を基礎に成立したICI社の海外子会社は、デュ・ボン社あるいはドウ・ベールズ社との協調のもとに発展した。ICI社の海外子会社の生産は、三〇年代に著しく多様化されたのであるが、それは、世界大恐慌の突入によって生じた世界資本主義における競争条件の変化と密接に関連していた。

III ICI社とオタワ体制

一九三二年のオタワ協定によって、自治領及びインドのイギリス製品に対する特惠関税の特恵幅は維持または拡大された。しかし、この特惠幅の拡大は、概して、イギリス製品に対する特惠関税率の引下げによってではなく、外国製品に対する一般関税率の引上げによってたらされ、自治領の工業製品との関連では、必ずしもイギリス製品は、有利な譲歩を獲得することに成功したとは言いが難かった。三〇年代においてもなおイギリスの主要輸出品であった綿布、鉄鋼、毛織物などは、多くの自治領及びインドにおいて特惠関税率を引上げられたのである。これに対して化学製品の場合には、全ての自治領と

インドにおいて有利な譲歩が獲ち取られた。すなわち、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及び南阿においては、主として自国で生産が不可能もしくは僅少な化学製品に対する関税が変更されたのであるが、その変更は多くの場合、特惠関税は無税（カナダ）もしくは低率（オーストラリア、南阿）に据え置かれ、一般関税は引上げられた。インドにおいては、化学製品に対する従来の一律従価税に代って、特惠関税と一般関税が設定され、特惠関税率は従来の一律関税率より引下げられると同時に、一般関税率は引上げられた。このように、化学製品の場合には最大限の譲歩が自治領及びインドより獲得されたのであるが、これは、すでに述べたように、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南阿及びインドのいずれの植民地においても、ICI社の子会社もしくは他の巨大独占体との合弁会社が、当該植民地の化学製品の生産と販売とを支配していたばかりでなく、種々の連繫を通して現地の化学会社を統合していたからにはかない。

ところで三〇年代におけるICI社の輸出の動向を分析するに先立って、ICI社の主要輸出品目が何であっ

第2表 イギリスの化学工業*における生産と雇用の集中 (1935)

(単位: 1000ポンド, 括弧内は%)

	500人以上 雇用企業数	上位三社 (括弧内は比重 (%))			上位三社に ICI社の入っ ている部門
		総生産 £'000	純生産 £'000	平均雇用数	
基礎化学品, 染料及び薬品	58	22,838(33)	14,521(40)	29,093(37)	ICI
医薬品及びその他薬品	13	3,459(18)	1,518(13)	4,216(19)	
染料	6	6,227(77)	3,307(84)	6,634(82)	
コーラル製品 (染料は除く)	9	1,572(30)	372(29)	1,155(28)	
基礎化学品	35	18,201(51)	12,009(62)	24,344(56)	ICI
化学肥料, 殺虫剤, 膠	15	1,529(21)	558(19)	2,382(25)	ICI
化学肥料	7	1,339(34)	538(38)	1,611(34)	
ペンキ, 絵具, 及びニス	18	4,374(20)	2,069(19)	4,020(16)	ICI
爆薬	4	4,805(86)	2,879(87)	7,965(81)	ICI
鋼及び青銅 (精錬, 圧延, 等々)	21	7,528(35)	2,422(34)	9,197(33)	ICI
非金属鉱業並びに採石 (石炭, 岩塩, プレートは除く)	84	1,713(12)	1,348(12)	6,374(11)	ICI

〔出所〕 H. Leak & A. Maizels, "The Structure of British Industry", *The Journal of the Statistical Society*, 1945, Parts I-II, pp. 159, 192-5, 198.

〔註〕 * 500人以上を雇用する企業を対象

(29) インベリアル・ケミカル・インダストリーズ社とオタワ体制

第3表 イギリスのナトリウム合成物の輸出, 1927-37
(年平均) (単位: 1000 ボンド, 括弧内は%)

	1927-29	1930-31	1932-33	1934-37
アイルランド	101(2.6)	105(3.4)	110(3.4)	107(3.3)
南アフリカ	185(4.7)	172(5.6)	235(7.3)	264(8.3)
インド	474(12.0)	433(14.1)	457(14.2)	512(16.0)
オーストラリア	354(9.0)	266(8.7)	349(10.9)	367(11.5)
ニュージーランド	90(2.3)	82(2.7)	91(2.8)	79(2.5)
カナダ	125(3.2)	104(3.4)	132(4.1)	151(4.7)
ロシア	13(0.3)	12(0.4)	50(1.6)	81(2.5)
香港	47(1.2)	51(1.7)	34(1.1)	21(0.7)
イギリス植民地	1,507(38.2)	1,345(43.9)	1,591(49.6)	1,731(54.1)
中国	295(7.5)	235(7.7)	157(4.9)	129(4.0)
日本	576(14.6)	292(9.5)	208(6.5)	157(4.9)
ブラジル	329(8.3)	265(8.6)	380(11.8)	333(10.4)
アルゼンチン	227(5.8)	165(5.4)	161(5.0)	169(5.3)
外国	2,433(61.7)	1,721(56.1)	1,617(50.4)	1,469(45.9)
全世界	3,941(100)	3,065(100)	3,208(100)	3,200(100)
(重量, 1000 cwt)	9,824	7,112	7,034	8,302

[出所] Annual Statement of the Trade of the United Kingdom.

たかが確定されなければならない。
第2表は、一九三五年イギリスの化学工業、銅・青銅及び非金屬鉱業(石炭、岩塩は除外)部門における上位企業三社への生産と雇用の集中度を示したものである。これによれば、爆薬、染料、基礎化学製品、銅・青銅(精

錬・圧延)、肥料、ペンキ・絵具・ニスの六部門において、ICI社は上位三社に入っている。D・W・F・ハーディとJ・D・プラットによれば、ICI社はその成立当時、アルカリ、塩素、塩酸、硝酸、金属ソーダ(以上基礎化学製品)、爆薬及び多種類の基礎的染料の製造を独占していた。(?)これらの化学製品は、同時に、イギリスの主要化学製品であった。

ここでは、ICI社の輸出する主要化学製品として、ナトリウム合成物(アルカリ)、染料、硫酸及び高性能爆薬を取りあげることにする。ICI社は、その成立時においてばかりでなく、三〇年代においてもイギリスのアルカリ並びに爆薬生産を独占していた。また、染料の生産においても、ICI社は、他の染料会社の吸収合併、新染料の開発、染料生産プラントの拡大によって、三〇年代にイギリスの染料生産の圧倒的部分を占めるに到り、硫酸の生産においても、合成アンモニア工場の完成によってイギリスの主要生産者となった。したがって、ICI社はイギリスのこれらの製品の輸出においてその圧倒的部分を占めていたのである。それ故、以下において、イギリスのこれら化学諸製品のオタワ体制下における輸

出の動向を分析するが、それは、オタワ体制下における I C I 社のこれら化学製品の輸出の動向を示すと考えてよいのである。

ナトリウム合成物。帝国に対するイギリスの輸出は、三〇年代には、インド、オーストラリア、南阿及びカナダを中心に増大した。これに対して、アルゼンチンとブラジルに対する輸出は二七—二九年の水準をほぼ維持していたが、日本と中国に対する輸出は激減した。こうして、輸出に占める帝国の比重は、二七—二九年の三八%から三四—三七年には五四%に増大した(第3表)。

染料。三〇年代に輸出は著しく増大した。就中、インド、オーストラリア、カナダ及び香港に対する輸出の増大が顕著であり、また西欧諸国に対する輸出も僅かながら増大した。これに対し中国に対する輸出は激減した(第4表)。

硫安。二七—二九年においては、日本、スペイン及び香港がイギリスの三大輸出品であり、この三国でイギリスの輸出の七〇%を占めていた。しかし、三〇年代にはこの三国に対する輸出は激減し、三四—三七年には一七%に低下した。これに対して、インド及びオーストラ

第4表 イギリスの染料の輸出, 1927—37(年平均)

(単位: 1000 ボンド, 括弧内は%)

	1927—30	1930—31	1932—33	1934—37
カナダ	22(0.4)	33(3.1)	84(7.1)	144(9.3)
オーストラリア	109(11.9)	116(11.1)	188(15.9)	225(14.5)
南インド	26(2.8)	26(2.5)	31(2.6)	40(2.6)
香港	133(14.5)	162(15.5)	219(18.5)	284(18.3)
イギリス植民地	9(1.0)	13(1.2)	11(0.9)	92(5.9)
スウェーデン	388(42.4)	397(37.9)	587(49.7)	851(54.9)
ポーランド	12(1.3)	29(2.8)	47(4.0)	42(2.7)
ドイツ	3(0.3)	12(1.1)	13(1.1)	42(2.7)
ベルギー	26(2.8)	36(3.4)	79(6.7)	73(4.7)
フランス	26(2.8)	37(3.5)	37(3.1)	45(2.9)
スペイン	14(1.5)	60(5.7)	50(4.2)	72(4.6)
エジプト	4(0.4)	97(9.3)	21(1.8)	19(1.2)
中国	2(0.2)	19(1.8)	23(1.9)	33(2.1)
日本	236(25.8)	187(17.8)	102(8.6)	98(6.3)
日外	50(5.5)	28(2.7)	15(1.3)	6(0.4)
全世界	528(57.7)	652(62.2)	595(50.3)	700(45.2)
(重量, 1000 cwts)	915(100)	1,048(100)	1,182(100)	1,550(100)
	29	73	107	164

【出所】 Annual Statement of the Trade of the United Kingdom.

リアを中心に、香港を除く帝国諸国に対する輸出は増大し、帝国の占める比重は二七—二九年の三三%から三四—三七年には六八%にまで増大した(第5表)。

高性能爆薬。輸出に占める帝国の比重は、二七—二九年に六六%であったが、三四—三七年には七三%に達した。オーストラリアに対する輸出は減少したが、英領西

(31) インベリアル・ケミカル・インダストリーズ社とオタワ体制

第5表 イギリスの硫安の輸出, 1927—37 (年平均)

(単位: 1000 ボンド, 括弧内は%)

	1927—29	1930—31	1932—33	1934—37
アイルランド	158(3.9)	136(3.9)	132(6.7)	133(8.3)
南アフリカ	6(0.1)	12(0.3)	34(1.7)	52(3.3)
モーリシャス	56(1.4)	41(1.2)	55(2.8)	71(4.5)
インド	110(2.7)	122(3.5)	177(8.9)	275(17.2)
セイロン	105(2.6)	54(1.5)	58(2.9)	73(4.6)
香港	647(15.9)	385(11.0)	188(9.5)	63(3.9)
オーストラリア	28(0.7)	53(1.5)	80(4.0)	131(8.2)
ニュージーランド	32(0.8)	45(1.3)	24(1.2)	28(1.8)
英領西インド	43(1.1)	22(0.6)	60(3.0)	68(4.3)
英領ギアナ	56(1.4)	46(1.3)	43(2.2)	48(3.0)
イギリス植民地	1,306(32.1)	969(27.7)	892(45.0)	1,076(67.5)
ジャワ	195(4.8)	146(4.2)	30(1.5)	10(0.6)
ポルトガル	38(0.9)	107(3.1)	163(8.2)	122(7.6)
スペイン	983(24.2)	1,015(29.0)	510(25.7)	144(9.0)
中国	104(2.6)	170(4.9)	80(4.0)	47(2.9)
日本	1,223(30.1)	537(15.3)	134(6.8)	64(4.0)
外国	2,758(67.8)	2,533(72.3)	1,089(54.9)	518(32.5)
全世界	4,065(100)	3,502(100)	1,982(100)	1,595(100)
(重量, 1000 トン)	415	480	372	267

〔出所〕 Annual Statement of the Trade of the United Kingdom.

アフリカ及びインドに対する輸出は増大した。南阿及びカナダに対する輸出は、二七—三七年の全期間を通じてみられなかったことは注目に値する(第6表)。
以上の分析に基づいて、次の特徴を指摘することができる。すなわち、いずれの製品においても、帝国に対する

第6表 イギリスの高性能爆薬の輸出, 1927—37

(年平均) (単位: 1000 ボンド, 括弧内は%)

	1927—29	1930—31	1932—33	1934—37
アイルランド	4(0.6)	13(3.1)	13(3.4)	12(1.6)
英領西アフリカ	18(2.5)	12(2.9)	31(8.2)	93(12.4)
インド	92(13.0)	90(21.8)	84(22.2)	118(15.7)
マラヤ	16(2.3)	18(4.4)	13(3.4)	28(3.7)
セイロン	11(1.6)	2(0.5)	1(0.3)	5(0.7)
オーストラリア	220(31.2)	70(16.9)	57(15.0)	185(24.6)
ニュージーランド	50(7.1)	30(7.3)	12(3.2)	43(5.7)
イギリス植民地	469(66.4)	274(66.3)	239(63.1)	552(73.3)
イラン	11(1.6)	6(1.5)	5(1.3)	37(4.9)
日本	37(5.2)	33(8.0)	22(5.8)	4(0.5)
コロンビア	26(3.7)	12(2.9)	5(1.3)	20(2.7)
ブラジル	19(2.7)	20(4.8)	19(5.0)	32(4.2)
外国	237(33.6)	139(33.7)	141(37.2)	201(26.7)
全世界	706(100)	413(100)	379(100)	753(100)
(重量, 1000 cwts)	147	74	67	142

〔出所〕 Annual Statement of the Trade of the United Kingdom.

る輸出が増大し、輸出に占める帝国の比重が高まった。これに対し日本及び中国に対する輸出は激減した。ところで帝国に対する輸出の増大と輸出に占める帝国の比重の増大とは、オタワ協定によってイギリスの化学製品に与えられた特惠関税の効果によるものであった。イギリスの全体の輸入に占める帝国の比重は、二七—二

第7表 イギリス化学製品*の輸出, 1927—37 (年平均)

(単位: 1000ポンド, 括弧内は%)

	1927—29	1930—31	1932—33	1934—37
カナダ	694(2.8)	633(3.2)	953(5.0)	1,375(6.3)
オーストラリア	1,819(7.2)	1,108(5.7)	1,340(7.1)	2,049(9.3)
ニュージーランド	758(3.0)	611(3.1)	631(3.3)	719(3.3)
南アフリカ	1,126(4.5)	938(4.8)	1,082(5.7)	1,519(6.9)
インド	2,394(9.5)	2,032(10.4)	2,257(11.9)	2,739(12.5)
イセロ	307(1.2)	206(1.1)	186(1.0)	279(1.3)
マラヤ	432(1.7)	329(1.7)	253(1.4)	452(2.1)
英領西インド	560(2.2)	401(2.1)	632(3.3)	803(3.7)
英領イギリス植民地	189(0.8)	180(0.9)	261(1.4)	286(1.3)
アイスランド	1,134(4.5)	1,092(5.6)	1,090(5.7)	1,019(4.6)
イギリス植民地	11,020(43.8)	8,710(44.7)	9,737(51.2)	12,121(55.3)
フランス	621(2.5)	695(3.6)	846(4.5)	790(3.6)
スベ	1,135(4.5)	1,265(6.5)	718(3.8)	292(1.3)
中国	958(3.8)	814(4.2)	572(3.0)	450(2.1)
日本	2,244(8.9)	1,077(5.5)	580(3.1)	392(1.8)
アメリカ	1,724(6.9)	731(3.8)	458(2.4)	906(4.1)
ブラジル	553(2.2)	386(2.0)	541(2.8)	467(2.1)
アルゼンチン	955(3.8)	725(3.7)	677(3.6)	737(3.4)
外全	14,123(56.2)	10,778(55.3)	9,263(48.4)	9,801(44.7)
世	25,142(100)	19,488(100)	19,000(100)	21,922(100)

九年と三四—三七年の間に八・五%増大し、イギリスの国産品輸出に占める帝国の比重は僅か二・八%増大した(8)にすぎなかった。これに対し、イギリスの化学製品全体の輸出に占める帝国の比重は一一・五%の増大を示した

〔出所〕 Annual Statement of the Trade of the United Kingdom.

〔註〕 * 基礎化学品, 染料, 薬品, ベンキ, ニス, 肥料, コールタール製品等

のである(第7表)。このようにオタワ体制における特惠関係の効果は、イギリス化学製品全体の輸出に及んだのである。

しかし、多くの化学製品において、帝国はカナダを除き、オタワ会議開催の以前に、国際化学独占体間における技術・工程協定または国際カルテルによって、ICI社の独占領域とされていたことに注意されなければならぬ。すでに指摘したように、爆薬ではICI社、デュ・ボン社及びIGファルベン社を中心とし、ナトリウム合成物ではICI社、ベルギーのソルベ社及びアライド・ケミカル社を中心として、それぞれ国際カルテルが結成されていた。染料及び硫酸においても、オタワ会議以前にICI社はすでにヨーロッパの国々の国際カルテルに参加していたのである。三二—三三年におけるイギリスの硫酸輸出の急増とその後における激減の傾向は、国際窒素カルテルの動きによって規定され、また三〇年代におけるイギリスの染料輸出の増大は、三〇年代におけるICI社の染料生産の発展と国際染料カルテルによる輸出割当を反映していたのである。このふたつの国際カルテルの場合、輸出割当制

は市場割当をも包含していたことが留意されるべきである。したがって、オタワ協定によって設定されたイギリス化学製品に対する自治領及びインドの特恵関税は、巨大化学独占体による世界市場分割の帝国内における自己確認であったと言い得るのである。なぜなら、国際協定によって独占領域とされた帝国におけるICI社の子会社は、いずれの植民地においても最大の化学会社であり、オタワ会議における自治領並びにインドの特恵関税の設定に甚大な影響を及ぼしたからである。

ところで、ICI社とオタワ体制のかかわりにおいてはICI社の海外直接投資による現地生産が考慮されなければならぬ。どの程度ICI社の輸出が海外直接投資による現地生産によって代替されるに到ったかは、資料の制約によって知ることができない。しかし、先に指摘したように、イギリスの高性能爆薬の輸出において、カナダ及び南阿に対する輸出は皆無であったこと、三〇—三七年においてはオーストラリアに対する輸出が減少したこと、三〇年代におけるカナダ、南阿、オーストラリア及び南米におけるICI社の子会社または合弁会社の化学製品生産の増大と多様化は、I

CI社の種々の化学製品輸出にかなりの程度代替するに到ったと考えられる。為替制限、関税引上、輸入割当等による輸入制限政策が各国によって採用され、巨大化学独占体間における競争が激化した三〇年代においては、ICI社にとっては海外直接投資による現地生産の拡大は、市場を確保するための重要な手段であったのである。

以上みたように、オタワ体制下におけるICI社の製品の帝国への輸出は、自治領及びインドの特恵関税によって増大した。ICI社は国際カルテルによって帝国を自己の独占領域として確保するとともに、海外直接投資(子会社)によって自己に有利な特恵関税を設定させ、大恐慌に続く三〇年代の長期不況を乗り切ったのである。

(1) 内田勝敏「世界市場におけるイギリス体制の凋落」、片山、狭間編『自由化とプロック化』昭和三九年所収、一二二頁。

(2) 江口雄三郎「プロックの形成——英帝国プロック」及び「プロックの実態——英帝国プロックの実態」、大島清編『世界経済論』昭和四〇年所収、二七五—二八九頁、三〇七—三二一頁。

(3) ICI社成立に到るイギリス化学工業界の問題点、ノール工業会社、プラナー・モンド社、イギリス染料会社

- の歴史等については W. J. Reader, *Imperial Chemical Industries: A History*, vol. 1, The Forerunners 1870-1926, 1970. を参照。
- (4) G. W. Stocking & M. W. Watkins, *Cartels in Action*, 1946, Chaps. 9-11, 及び E. Hexner, *International Cartels*, (1946), rep. 1971. を参照した。
- (5) セネラル・モーターズ社に対する投資は一九二三年に四〇〇万ポンドにのぼり、ノーヘル工業会社の総資産の一六%を占めていた (W. J. Reader, *ibid.*, p. 385.)。このセネラル・モーターズ社に対する投資は一九四一年に清算されたが、約二〇年間に六五〇万ポンドの収益をもたらした。
- (6) (The Economist, May 24, 1941, p. 691.)°
- (7) *Chemical Engineering and Mining Review*, August 10, 1938, p. 455.
- (8) D. W. F. Hardie & J. D. Pratt, *A History of the Modern British Chemical Industry*, (1966), rep. 1969, p. 115.
- (9) *Statistical Abstract of the United Kingdom*. 46 算出。
- (10) この点については、ICI 社一九三六年年次総会における、ICI 社の会長マヒヨマンの演説を参照。
(一橋大学助手)